

## 富士市公告第422号

次の工事について、公募型プロポーザルに係る手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和7年12月4日

富士市長 小長井 義正

### 1 工事概要

- (1) 工事名称 中央公園こどもの水遊び場整備工事
- (2) 事業内容
- ・既存噴水の撤去
  - ・水遊び場整備 1箇所
  - ・電気工事
  - ・ゴムチップ舗装
  - ・園路復旧
  - ・シェルター設置 2基
  - ・案内看板設置 1基
  - ・施工に必要な調査、設計及び管理

※詳細は中央公園こどもの水遊び場整備工事仕様書のとおりとする。

- (3) 工事期間 契約締結日から令和8年7月15日まで

- (4) 支払限度額 35,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

※本工事は債務負担行為であり、令和7年度中の支払いは行わないものとする。

なお、支払い予定額は契約金額の0%（令和7年度）、100%（令和8年度）とする。

### 2 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる事項を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていない者及びこれらの申立てがなされていない者であること。
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づき土木工事業又は造園工事業に係る建設業の許可を受けている者であること。
- (4) 令和7年度富士市競争入札参加資格審査登録者（土木一式又は造園工事業）であ

ること。

- (5) プロポーザル参加表明書等の提出期限の日までに、「富士市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」又は「富士市物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (6) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。
- ア 役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）であると認められる者
  - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が經營に実質的に関与していると認められる者
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者
  - エ 役員等が直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者
  - オ 前各項目に規定するもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者
- (7) 建設業法第26条に規定する主任技術者又は監理技術者及び同法第19条の2に規定する現場代理人を事業現場に適正に配置できる者であること。
- (8) 本プロポーザル審査委員と利害関係者でないこと。
- (9) 過去5年間（下請け工事を含む、令和2年4月1日から公告日までに完成し引渡しが完了した工事）の国や地方公共団体等が発注する公共工事において、公園に関する工事の施工実績を有する者であること。

### 3 公募型プロポーザル実施要領等の交付

- (1) 交付期間 令和7年12月4日（木）から同年12月17日（水）まで
- (2) 交付書類

- ア 中央公園こどもの水遊び場整備工事プロポーザル実施要領
- イ 中央公園こどもの水遊び場整備工事プロポーザル評価基準
- ウ 中央公園こどもの水遊び場整備工事仕様書
- エ 中央公園こどもの水遊び場整備工事様式集
- オ 中央公園こどもの水遊び場整備工事参考資料
- カ 中央公園こどもの水遊び場整備工事既設噴水図面

- (3) 交付方法 富士市ウェブサイトからの入手を原則とする。

なお、富士市ウェブサイトのURLは、次による。

<https://www.city.fuji.shizuoka.jp/sangyo/c0207/rn2ola000000e1uf.html>

#### 4 参加表明に係る質問の受付及び回答

本プロポーザル参加表明に係る質問及び回答については、下記のとおりとする。

- (1) 提出期間 令和7年12月4日（木）から同年12月9日（火）まで（最終日は、午後5時までとする。）
- (2) 受付方法 質問書に記入の上、持参（日曜日及び土曜日を除く平日午前9時から午後5時まで）、郵送（簡易書留に限る、提出期限までに必着のこと）又は電子メールいずれかで送付すること。また、質問書を送信した場合は、担当課へ電話にてその旨連絡すること。

##### 【担当課（みどりの課）】

郵便番号 417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地

富士市役所都市整備部みどりの課公園管理担当

電話番号 0545-55-2795（直通）

メールアドレス midori@div.city.fuji.shizuoka.jp

- (3) 質問回答期間 令和7年12月5日（金）から同年12月12日（金）
- (4) 回答方法 富士市ウェブサイトに掲載する。
- (5) その他 質問に対する回答内容は、中央公園こどもの水遊び場整備工事プロポーザル実施要領の追加又は修正として取り扱うものとする。

#### 5 参加表明書等の提出

- (1) 提出期間 令和7年12月4日（木）から同年12月17日（水）まで（最終日は、午後3時までとする。）
- (2) 提出先 富士市都市整備部みどりの課公園管理担当（市庁舎7階）
- (3) 提出方法 持参（日曜日及び土曜日を除く平日午前9時から午後5時まで）又は郵送（簡易書留に限る、提出期限までに必着のこと。）
- (4) 提出書類 中央公園こどもの水遊び場整備工事プロポーザル実施要領による。

#### 6 手続日程

- (1) 令和7年12月 4日（木）公告
- (2) 令和7年12月 9日（火）参加表明に関する質問書提出期限
- (3) 令和7年12月12日（金）参加表明に関する質問回答の公表
- (4) 令和7年12月17日（水）参加表明書等提出期限
- (5) 令和7年12月18日（木）参加資格確認結果通知
- (6) 令和7年12月22日（月）技術提案書等提出に関する質問書提出期限
- (7) 令和7年12月25日（木）技術提案書等に関する質問回答の公表
- (8) 令和8年 1月19日（月）技術提案書等提出期限

- (9) 令和8年 1月20日（火）プロポーザル参加辞退届提出期限
- (10) 令和8年 1月21日（水）プレゼンテーション及びヒアリング
- (11) 令和8年 1月22日（木）優先交渉権者の特定等結果通知
- (12) 令和8年 2月中旬 契約

## 7 その他（留意事項）

- (1) 参加表明書、見積書及び技術提案書の作成、提出、ヒアリング等に係る全ての費用は、参加者の負担とする。
- (2) 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び技術提案書を無効とする。
- (3) 期限までに、参加表明書、見積書及び技術提案書が提出されない場合は、無効とする。
- (4) 提出された書類等は返却しないものとする。
- (5) 公平を期するため、本公募型プロポーザルの評価者、参加者等についての質問は一切受け付けない。
- (6) 参加表明書及び技術提案書提出後において、記載された内容の変更を認めない。
- (7) また、参加資格確認書類に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。
- (8) 特定された技術提案書の内容は、原則として履行するものとする。ただし、本市と協議し、変更することが妥当と認められる場合は、変更することができる。
- (9) 本プロポーザルは、最も評価の高い技術提案書の提出者を特定することを目的に行うものであり、実際の契約手続は別に行う。
- (10) 契約手続に当たり、最も評価の高い技術提案書の提出者の特定後に確定する正式な仕様書に基づき、再度見積書を提出すること。  
なお、再度提出する見積書は、技術提案書とともに提出する。
- (11) 詳細は、上記3により交付する中央公園こどもの水遊び場整備工事プロポーザル実施要領に定めるとおりとする。